

# サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議 (通信情報の利用)

これまでの議論の整理 素案  
概要

(イ) 国内の通信事業者が役務提供する通信に係る情報を活用し、攻撃者による悪用が疑われるサーバ等を検知するために、所要の取組を進める。

## 1. 通信情報の利用の必要性

- ❑ 一般利用者の乗っ取られた通信機器で構成されるボットネットワーク等の攻撃の実態を把握するためには、通信情報の分析が必要。またその分析は、平時から行うことが必要
- ❑ 国家安全保障等の観点からサイバー攻撃対策のためにも通信情報を利用している先進主要国の状況に鑑み、日本でも、重大なサイバー攻撃への対策のため独自の分析を行えるよう、一定の条件の下での通信情報の利用を検討することが必要
- ❑ 通信情報利用は先進主要国との連携でも有意義。日本の能力向上は国際的にも要請されている
- ❑ 同時に、議論を深めることで国民の理解を得ていくという視点が重要

## 2. 通信情報の利用の範囲と方式

- ❑ 外国が関係する通信の分析が特に必要。日本を經由する外国から外国への通信(トランジット通信)を分析してよいかは1つの論点
- ❑ 個人のコミュニケーションの本質的内容に関わる情報は、特に分析する必要があるとまでは言えないのではないか。メールの中身を逐一全て見るようなことは適当ではない
- ❑ 収集したデータ全てを人間の目で判断することは不可能かつ不適切。機械的な選別等が重要。最初は広く、懸念が見つければ深くとの考え方が妥当ではないか
- ❑ データ分析の技術、能力、設備等も重要

## 3. 通信の秘密との関係

- 通信の秘密であっても、法律により公共の福祉のために必要かつ合理的な制限を受ける
- 具体的な制度設計の各場面において、丁寧な検討を行うべき
- 先進主要国を参考にしながら、緻密な法制度を、作り上げていくことが必要ではないか
- 定められた規律の遵守を確保するための仕組みが必要ではないか。明確で詳細なルールも重要
- 情報処理の各プロセス（実施過程）でどのような統制や規律が必要なのか、整理していくべき
  - 先進主要国では、準備・承認、電気通信事業者への措置、処理・分析、共有、廃棄等の一連の実施過程が法律で定められ、独立機関が監督
- なお、通信の秘密の制限に対する通信利用者の有効な同意がある場合の通信情報の利用は、憲法上許容される

## 4. 電気通信事業者の協力

- 協力を行う電気通信事業者は社会の安全のために貢献しているとして肯定的に評価されるべき
- 電気通信事業者が直面し得るリスクや負担等について回避策を十分に検討していくべき  
法整備により、国の責任で取り組むとすることが必要
- 官民の適正な連携のためにも、独立機関等のガバナンスの仕組みを検討することが必要